

開会の日 令和4年11月7日(月)
場 所 協 議 会 室

◆出席委員(13人)

1番	小笠原	美保子
2番	水谷	雅廣
3番	谷口	敬信
4番	上ヶ吹	豊孝
5番	井端	浩二
6番	澤史	朗美
7番	住田	清純
8番	徳島	文次
9番	前川	文博
10番	野村	勝憲
11番	籠山	恵美子
12番	高原	邦子
13番	葛谷	寛徳

◆欠席委員(なし)

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	下	康	子
総務部長	谷	畑	孝	之
財政課長	上	尻	浩	司
管財課長	砂	畑	健	太
総務課長補佐兼行政係長	下	通		郎
企画部長	森	田	雄	一
総合政策課長	田	中	義	也
総合政策課政策企画係長	土	田	治	昭
市民福祉部長	藤	井	弘	史
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都	竹	信	也
市民福祉部次長兼市民保健課長	渡	邊	康	智
地域包括ケア課長	佐	藤	博	文
子育て応援課長	今	村	安	志
市民保健課保険年金係長	廣	元	久	之
環境水道部長	横	山	裕	和
環境水道部参事兼環境課長	袖	原	徹	守
環境課長補佐兼施設長心得	中	田	賢	一
環境課衛生係長	井	下	英	人
環境課長補佐兼施設係長	渡	辺		晃
環境課衛生係	伊	藤	靖	朗
農林部長	野	村	久	徳
農業振興課長	今	井		進
食のまちづくり推進課長	麻	生	貴	秀
畜産振興課長	古	川	尚	孝
畜産振興課畜産係長	加	藤	唯	高

まちづくり観光課長	齋	藤	由	宏
商工課長	舟	本	智	樹
商工課長補佐兼商工係長	野	上	英	一
まちづくり観光課長補佐兼観光係長	中	村	篤	志
文化振興課長	大	上	雅	人
スポーツ振興課長	大	始	良	透
宮川振興事務所長	平	田	直	久
宮川振興事務所次長兼地域振興課長	尾	賀	寿	治

◆職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	倉	坪	正	明
	渡	辺	莉	奈

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第113号

令和4年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長（住田清美）

それでは、ただいまより、第6回予算特別委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。本委員会の会議録の署名は委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。当委員会に付託されました案件はお手元に配付した付託案件一覧表のとおりであります。

説明につきましては、初めに一般会計歳入、歳出予算について所管部局長が順に説明を行い、終了した後に質疑を行います。全ての説明と質疑が終了した後に補正予算全体について当委員会の取りまとめを行います。

審査に入る前にお願いします。マスクを着けたままの発言となりますのでマイクを近づけて大きめの声でお願いいたします。

また、質問は一問一答制とし、内容がしっかりと伝わるよう、要領よく簡潔に行われますようお願い申し上げます。

また、議題外や議題の範囲を超えることのないようお願いいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い、自己のお名前を告げ、質疑は資料の該当ページを示してから、質問されるようお願いいたします。

また、理事者側の説明及び答弁につきましては、委員長から指名を受けた後、部局長以外の職員については、所属と名前を告げてから行ってください。以上、ご協力をお願いします。

◆1. 付託案件審査

◆議案第113号 令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

【総務部・宮川振興事務所・教育委員会事務局所管】

●委員長（住田清美）

それでは、早速、付託案件の審査を行います。議案第113号、令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について、総務部、宮川振興事務所、教育委員会事務局の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この委員長と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（住田清美）

谷尻総務部長。 ※以下、この委員長の発言指名の表記は省略する。

□総務部長（谷尻孝之）

よろしくお願ひいたします。議案第113号、令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）のうち、総務部所管につきましてご説明申し上げます。

まず、1ページ目、今回の補正は歳入歳出のそれぞれに2億6,812万9,000円を追加し、予算総額を221億4,665万2,000円とするものでございます。

次に5ページをお願いいたします。歳入を説明します。上段の国庫支出金のうち、01総務費、国庫支出金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、追加内示があったものでございます。

次に最下段にあります繰入金、財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正における不足する財源につきまして、同基金から繰り入れするものでございます。

次ページ、6ページをお願いいたします。歳出を説明します。上段、総務費、地域振興費にあります990物価高騰対策指定管理者支援金でございますが、指定管理施設における年間光熱費の増加分に対しまして10分の10支援するものでございます。

なお、その他の款項目におきましても、それぞれ同様の予算計上がありますが、別途、支援措置があります福祉施設を除いた真に支援が必要とします観光施設など、35施設を対象に総額8,600万円を支援するもので、本件につきましては、ここで一括説明とさせていただきます。

最後に10ページをお願いいたします。最下段の予備費でございます。以前に国から内示がありましたコロナ交付金を一旦、予備に留保しておりましたが、今回の補正財源として活用するため、減額するものとなります。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

6ページの歳出のところ、地域振興費、物価高騰の指定管理者への支援金40万円、10分の10ということでしたけど、これは何か所ですか、1か所ですか。もし、その施設の名前が分かれば。

□宮川振興事務所長（平田直久）

ただいまご質問いただいた件ですけれども、この40万円につきましては、該当施設が1施設ということで、施設の名称としましては、宮川町の種蔵にございます板倉の宿種蔵に関する支援交付金について上げさせていただいております。

○委員（籠山恵美子）

これまで指定管理施設への支援金があったと思いますけれども、また改めてここに入れるということは、ここが大変な状況だったのか、その内容を教えていただけますか。

□管財課長（砂田健太郎）

今回の物価高騰対策の支援金につきましては、種蔵の宿以外の施設も、それぞれの予算の所管の項目ごとに上げておりますので、ここだけ上げているということではございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

申し訳ありません。これは地域振興費ですから、この中で宮川の施設を入れるということなんです。分かりました。

●委員長（住田清美）

ほかにありませんか。

○委員（高原邦子）

今の支援金なんですが、普段はどれくらいなんですか。

□管財課長（砂田健太郎）

この支援金につきましては、今回、物価高騰、特に電気代、燃料代、ガス代、こちらのほうが非常に高騰している。これまでになかったような高騰しているということに対する支援でございますので、普段というものは、これまで支援をしてきておりません。過去に燃料高騰ということ

で支援をしたことはございますけれども、今回、電気料金を主にしたようなものについては、今回初めての計上でございます。

○委員（高原邦子）

私はそういうことを聞いているのではなく、ちょっと言い方を間違えたんですけど、どれくらい電気料金が普段かかっている、上がったのがどれくらいで、この金額になったのかということをお伺いしているのですが。

□管財課長（砂田健太郎）

普通のそれぞれの施設の金額については、それぞれの施設でございますので、全て申し上げるということは、この場ではちょっと難しいのですが、今回、全部の施設としまして、8,600万円が高騰をしたというふうに試算をしております。それをそれぞれの所管施設の科目ごとに振り分けて計上させていただいているというものでございます。上期で3,481万円、下期で5,119万円というのが、こちらで試算した高騰対象の金額となっております。

○委員（高原邦子）

ちょっと数字的なことが分からないんですけど、高騰してきたものを、その部分を補うものなのか、これから先の部分も入っているのか。

そうしますと、八千何百万円ですか、8,000万円が全体で高騰した電気料金分なんですか。そうすると何億円の電気代を全部で払っているわけなんですか。

□管財課長（砂田健太郎）

対象としておりますのは令和4年4月以降の高騰分ということでございますので、令和4年4月から令和5年3月までの分を想定しております。

ですので、これまで既にも実績が出ております分と、今後、3月までの間で支払うにあたって高騰するに当たるであろう部分を見込んでおります。

上がった想定の見積としましては、電気と燃料、ガスそれぞれでございますけれども、まず電気のほうでございますけれども、施設の規模によりまして高圧で受電しております施設と、低圧で受電している施設がございます。その中で、特に高圧で受電しております施設の北陸電力管内の施設につきましては、これまでに3月の途中までに供給してもらっていた会社のほうが潰れたということで、北陸電力送配電という会社のほうから代わりに電気をいただくという契約を結ばせていただいております。

それに伴って、基本料金のほうがかなり跳ね上がっておりまして、これの部分に対する支援という部分が、かなり大きな割合として増えております。

それで、低圧の施設につきましては、基本料金が跳ね上がるというような状況は起きておりませんので、毎月支払っている料金のほうの、特に燃料調整費というものが、前年同月と比べて10円以上、上がっているというような状況が発生しておりまして、そこが電気代の高騰になってきているということでございます。これは同様に高圧の施設のほうも、燃料調整費も上がっておりますので、この部分も含めて対処をしております。

それを含めまして電気代につきましては、中部電力のほうでは、平均大体55%程度高騰してございますが、それで、北陸電力につきましては、基本料金を含めて115%高騰しているというようなことで試算をしたところでございます。低圧につきましては、大体40%の高騰ということを見

込んでおります。あと、ガス料金、燃料費につきましては、25%程度の高騰ということで試算をしております。以上でございます。

○委員（高原邦子）

一概にパッと大きく言われても、なかなか理解できないところがあったので、ちょっと今回聞かせていただきましたけれど、そうしますと、これは今の補正で対策として出されましたけれど、こういったものはちゃんと国とかそういったところで、裏負担と言うのはおかしいですけど、しっかり負担してもらえて、来年度以降もずっとそれを市は上がっていった分だけは、補っていくという考え方の下で、今回これも出されてきているのか、その辺はいかがでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□財政課長（上畑浩司）

国の今後の支援については、まだ明確なことが言及されておりませんが、今年度、今時点で言いますと、こういった指定管理者の燃料高騰等に対する支援は、市が独自でやるしかありません。市がしなければ全く支援がなくて大変なことになるというふうに思っております。市側も今回、8,600万円という多額の金額を計上いたしましたけれども、これも3月末までを見込んだ金額でございます。今後、今我々が想定しているよりも増えるようなことがあれば、さらにまた補正でお願いすることにもなろうかと思っております。この金額の財源としましては、国は各地方に対してコロナ交付金といわれるものを交付しております。飛騨市は今年度4億6,000万円いただいております。これを十分に活用して対策をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、国の国庫補助というのは、この新型コロナウイルス感染症の状況次第では、これで年度末まででこれが最後だよということではないということですね。

□財政課長（上畑浩司）

国のコロナ交付金は、今現在、内示が来ている4億6,600万円までです。今後、国が追加で、今、二次補正で計上しておりますのは、地方交付税です。こちらのほうを5,000億円地方のほうへ追加で交付するというようなことを示されておりますので、市としまして試算ですけれども1億円弱くらい来ればありがたいというようなふうで見込んでいるところでございます。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、今年度は、国庫補助、臨時交付金は最後だということになると、特別交付金という形で出るんですかね、国から新たにコロナ対策で出るものを合わせて今、1億円ほど出るといいなということでしたよね。それがあれば、大体年度末に、もし今後市内で、またさらに何かコロナ対策を打たなければいけないということがあっても、何とか、手当できるのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

今、財政課長も申し上げたんですけども、地方交付税の5,000億円の追加というのは、今年、国の税収が増えていて、それで1兆9,000億円ほどあると、1兆4,000億円を来年度の財源に充てて、今年度分5,000億円追加交付するという話なので、いわばこれは偶発的な話なんです。先ほど財政課長も申し上げましたけども、国で物価高騰といいますか、燃料高騰分を措置するような発言が

大臣の会見なんかであったものですから、前もここで申し上げたかもしれないのですが、それで、ある程度、特別交付税あたりで見てくれるのではないかという期待を持っていたのですが、逆に特別交付税は、今年、災害が多かった関係で、むしろ配分が減るという話がきていて、来年度も特別交付税というのは、もともと想定して出すものではないので、何かしら地方交付税の措置がないと、国からの支援はないという状況に陥ります。電気代が急激に下がるとはとても思えない状況どころか、これからもっと上がっていく可能性があるもので、そうすると、財政調整基金とか、あるいは予算編成の中で、その部分を何とかカバーするという事を考えないといけないし、節電でとてもカバーできるような金額ではないものですから、もうある程度財政に圧迫が来ることは想定しながらいかざるを得ない。

ただ、これがどのくらい続くかという想定です。1年ぐらいで多分1年、2年ぐらいで収まるのであれば財政調整基金で乗り切るといえることができますけれども、ある程度、構造的にこうなってしまうということになると、これはちょっと歳出構造を見直さないといけないということになりますし、そこが来年度の当初予算編成の1つのポイントになってくるというふうに思われますが、まだ何せ円安の影響もこれから出てくる場所ですので、資材の高騰もまだ続いておりますし、そういう意味では財政の見通しを立てるのは極めて難しい状況になってきていると言えます。

ただ、財政調整基金をそういったことのために、今まで確保してきていますので、財政の変動局面においては、その財政調整基金を上手に使って急激に全て切らないといけないということにならないようにしていくというのが基本なので、できるだけ緩やかに、あまり大きな問題にならないようにやっていきたいと思っておりますけれども、そういったことでなかなかはっきりしたことは申し上げられないんですが、ただ、国の支援が期待できる状況では決してないということだけご理解をいただければありがたいかなというふうに思います。

○委員（前川文博）

どちらで質問したらいいのかという確認なんですけど。概要説明の資料の13ページの一番最後に飲食とタクシーの話があるんですが、これは総務と商工両方関わっているみたいなんですが、あとのほうがいいですか。聞くには、多分タクシーのほうが総務部の範疇かなと思うんですけど、多分絡んだ話になると思うので。

□総務部長（谷尻孝之）

内容によりけりなんですけども、商工のときに私のほうでまた説明させていただいても結構ですし、内容によっては、今でも結構ですが。

●委員長（住田清美）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（住田清美）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時44分 午前10時45分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

◆議案第113号 令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

【企画部所管】

●委員長（住田清美）

議案第113号、令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について、企画部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

それでは、企画部所管の補正予算についてご説明いたします。予算書のほうでご説明をさせていただきます。7ページを御覧ください。予算書の7ページです。歳出の補正予算です。下段の衛生費02予防費のうち、10節の需用費と、11節の役務費、合計100万円が当部所管となります。原油価格物価高騰緊急対策第3弾の資料5ページにも掲載してございますけれども、既に行っておりますコロナ感染対策指導員による飲食店への巡回指導を本年度下期においても継続して実施するための経費を計上させていただいております。企画部所管の補正予算の説明は以上となります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

その指導員が巡回していろいろ指導していくということは、大事なことだと思います。実際にやられて、どうでしょうか、やっぱりこれからも継続してやる意義は大いにありという感じでしょうかけれども、実際に内容が私達はよく分からないので、ただ、お店を回って、口頭でここをこうですよ、これで良いですよということの繰り返しなのか、もうちょっと深い何か指導とか、お店とのやりとりがあつて、こんな成果が出ましたよというのがあれば、紹介していただきたいなと思いますけど。

□企画部長（森田雄一郎）

やっぱりコロナ対策というのは、感染の状況だとか、ウイルスの状況というか、それによって様々変わってまいります。飲食業界におけるガイドラインというのは、確かに定められておりますけれども、つい先立ても、現時点におけるガイドラインが、やはり現在の感染の形に合致していない部分もあるものだから、そのガイドラインの改定を各業界に促しているといったような状況もございます。飲食のほうもこれから第7波のリバウンドという形で感染状況がちょっと上向

いてくる。これからやっぱり寒い時期を迎えますので、換気が必要なんだけれども、冷暖房の関係でなかなかとりにくいか、そういったところの指導は今後ともやっぱり継続をしていくべきなんだろうなというふうに考えております。国としても飲食というか、社会活動を止めないというような方針を明確に出されておりますので、そういった中で感染予防をきちんとしながら、社会経済を回していくといったところではこういった指導員の活動というものは重要だというふうに認識しております。

○委員（籠山恵美子）

家庭のことで言うと民生のほうになるんでしょうけども、人数が比較的多く集まるお店とか旅館業とか、そういうところなんかでの、今おっしゃったように新型コロナウイルス感染症も変わってきているというね。

それで、先ほど市長の説明資料にもありましたけど、最初の頃は飛沫感染、飛沫感染だからマスクしてというふうに言われましたけど、今はエアロゾル、空気感染と言うのでしょうか、空中に水分を含んだウイルスが、水分は気発するけれども、ウイルスはここに充満するんだという変化から、換気、換気ということが今強く言われていますよね。そういうことも、なかなか浸透していくのは大変だと思いますけど、そういうことでは、商店街を指導員の方に回っていただいて、何とかマスクしてくれればというのとは今違うという局面に来ているのですよということを理解させていただいているのでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

もちろん、温度差はあるかなというふうにも感じておりますけれども、例えば、マスク会食を励行するというか、そういったことも含めて当市においては指導員がきちんと回ってくださっておりますので、そういった意味では、ある程度定着はしてきているというふうに考えております。

○委員（籠山恵美子）

その指導員の方はもちろん保健所か、どこかで新型コロナウイルス感染症もこういうふうに変化しているんですよ、その対策もこういうふうに変化しているんで、指導も変えてくださいというような研修というのをちゃんとやっているんですよ。

□企画部長（森田雄一郎）

今期も既に2回やっておりまして、これからまた2回行っていく予定ですけども、やっていただく前に、一度皆さんにお集まりをいただいて、今の現状はこうだからこういう対策がやっぱり重点的に指導しなくてはいけないよといったようなところは共有をさせていただいて、その後に回っていただいております。

○委員（高原邦子）

私も指導員の方というのが、どんな方になっているのかなということに興味があったんですね。

それで、二人一組で回っていらっしゃるということなんですが、時間的なこととか、そういったことで決めるのか、本当にしっかりと理解して、指導員の方が指導されているのか、中には指導員の方よりももっとたけたお店の方達もいらっしゃると思うので、その辺を指導員の方が指導されているのをこっそりでもいいですけど、聞いたことはありますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総合政策課長補佐兼政策企画係長（土田治昭）

まず、感染対策指導員でございますが、今、全部で15名登録をいただいております。この方々は基本的には昨年度から実施していただいている方の継続でございます。最初に中林先生からいろいろなご指導をいただいた後に、先ほど部長が申しましたとおり、こちらのほうでも研修を重ねて実施をしていただいているというところでございます。

どういった方々がということでございますが、基本的にはこちらから募集をさせていただいて、手を挙げていただいた方もいらっしゃいますし、例えば、神岡地区でございますと、神岡商工会議所が率先して会議所の職員が回っていただいているというような状況でもございます。感染対策指導員の方々が回っている状況をよそから聞いたということはございませんが、指導員の皆様一同に集まっていたら会議をする中では、やっぱりいろいろなご苦労があるというふうには聞いております。

ただ、昨年度から実施しておりますので、飲食店と感染対策指導員との信頼関係も図れてきているということで、お店と指導員と相互にお話をさせていただきながら対策を取っていただいているというところでございます。

○委員（高原邦子）

いろいろ気を使っていただいているということは分かるんですが、しかし、やはり一応こうやって、やっていますというだけではいけないと思うんです。実際にどうなのかなということも、しっかりとチェックをしていくことが大事だと思うんですね。チェックと言うとちょっと語弊がありますが、練習と言ったらおかしいんですけど、そうではないと、いろいろな質問なんかも、こちらも考えて、そしてどう答えますとか、そういうのをお互いに話し合いながらやってみるというかそういうことも必要ではないかなと思ったので今質問したんですけども。いろいろと指導員の方々にもっと深く興味を持ってもらって、やってもらうように、また研修の中で取り入れていただきたいと思いますと思うんですが、どのように考えていらっしゃいますか。

□企画部長（森田雄一郎）

確かに委員おっしゃる点も重要だというふうに考えておりますので、今までも情報共有しながら進めてきたところありますけれども、さらに情報共有して、適切な指導につなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（野村勝憲）

ちょっと基本的なことをお聞きしますが、この夏までは、スナックが多かった、あるいは居酒屋さんで、古川でも神岡でも新型コロナウイルス感染者が随分出ましたね。その後は、そういう飲食店やスナックからの感染者が出たという話は、私ほとんど聞かないんですよ。私どもは情報の開示、何も聞いていないのであれですけども、私も実は行くのを控えています。やっぱり特にこここのところ多いので、その辺のことを把握されているのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

この話、せつくなので申し上げておくんですが、感染者の情報というのは、もともと入ってきていないんですね。誰が感染したかという情報は入ってきていないんですが、これも何度か申し上げているんですけども、自宅療養が始まってから、災害のときの避難のことがあるものですから、実は自宅療養者については名前と住所が来ていて、一応、市役所の中では私と危機管理監

だけが見られるということで把握していたんです。

ただ、第7波の後に感染者の情報の取り方が変わってから、実はそれも来なくなりました。なので、今は全く分からないんです。人数と男女と年齢のデータが来るだけで、どこでどういう方が感染しているのかというのが本当に分からなくなったというのが今の状況です。

なので、仄聞する範囲、どうも誰が感染したらしいとかという範囲で把握する以外になくて、傾向が掴めないというのが今の大きな課題といえば課題なんですけど、ただ、これは国民的な議論の中で、もうインフルエンザ扱いに移行していったらどうかと、インフルエンザは今まで誰がどうかかったのかというのは、分かっていないので、全く同じ状況になったということになりますので、正直言いまして今後の対策はかなり難しいです。それで、仄聞する範囲でしかないものですから、我々も確たることが申し上げられないという状況になってきたということです。

ただ、一般論として申し上げますと、全体的な感染者が増えると、当然業種とか、利用者とか、人によっての差があるわけではないので、飲食店とかスナックでもやっぱり感染者が増えてきます。減ってくれば当然減ってくるので、あまり聞かなくなってくるということです。今これだけ増えると恐らく飲食店の関係者利用者がこれから増えてくることは多分間違いないのではないかとこのように想定されると申し上げておきたいと思います。

○委員（野村勝憲）

国も県も含めてですけど、具体的な発表はしていないんですけども、前はあの店から出たというわさ話が広がっていったんですよ。しかし、今は私達はそこしかやっぱり根拠を探ることができないわけです。そういう話からね。今はそういう話を聞かない。

ただ、ちょっと実際に起こったことなので、お話しておきますが、最近、下呂市で起きているんです。ある集会で、ここ1週間以内のことですけども、そういうことが起きているので、それはなぜかという、私なりに情報が入ってきましたので伝えますけども、そういう事例があるので、ですからできるだけ情報を収集して対策しないと、ただ闇雲にやっても、あれは何だったということにならないようにやってもらいたいんです。

ただ、予備するという予算でちゃんと使うのもいいんですけども、実際のところお客さんが1人か2人だったとかそういうお店が多いんです。多分、年末年始も。なぜかと言いますとも、昨日の段階で飛騨市の新型コロナウイルス感染者が2,000人になったんでしょう。感染者が2,000人を越したわけですよ。となると、マインドとして、気持ちとしてやっぱり控えなければいけない。幾らいろいろなキャンペーンを打っても恐らく難しいと思いますわ。多分その辺を承知の上でやっていらっしゃると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

おっしゃるとおり感染者が増えてくると、幾ら消費喚起の対策を打っても利用者が減ります。ここをどう取るかなんです。やっぱり今までも特に飲食関係の消費喚起策をとって、そのときに波が来て、思ったように施策の効果がなかったということは現実にはありました。

ただ、それをやるか、やらないかということなんですね。私自身は感染の状況というのは予測ができないので、急激に減ることもあれば、急激に増えることもあります。

ただ、市として何も対策を打たない、何も支援策がないという状況が、飲食店の孤立無援感を助長してしまうということもやっぱり問題であろうというふうに思いますので、やはり基本的

には感染がある程度、感染があっても、何とか消費につながられるように対策を打つというのを基本の考え方としております。

それから感染の動向なんですけど、先ほど感染対策指導員の話もありましたけど、ときによって状況がやっぱり変わってくるので、もちろん下呂市がとか、富山がとかいろいろな話が聞こえてくるんですけども、やはりそのウイルスの特性なものですから、国の全体的なこういう感染傾向にあるということを踏まえて、感染対策を打っていくということなんだろうというふうに思います。

その点でいくと、先ほど提案説明のときに申し上げましたが、先ほど籠山委員もおっしゃったようにエアロゾルの感染が明らかに増えていて、随分席が離れたところでも感染するというケースが出てきていたり、直接面と向かっていなくても、比較的、絶対これだったら、顔を合わせてしゃべっていないという方が感染するというケースが非常に増えてきているというのは、全国的な傾向としてありますし、仄聞する中にもありますので、やっぱりここもそうなんだ、ウイルスの特性なんだというふうに解釈しているということです。

なので、先ほどの感染対策指導員なんかにはこういったことを共有していくということになりますし、市としてもやっぱり今のウイルスの傾向がこうだということをいろいろな機に伝えながら理解を深めてもらった対策をしてもらうということしかないのかなというふうに思います。

●委員長（住田清美）

ほかにありませんか。

○委員（前川文博）

今の感染の指導員の話なんですけども今、エアロゾルで、離れたところでもということがあるんですけども、人数制限とかもなくなってきたということなんですけども、どこの県、ほかの県でもこういう県の認証とか市の認証を取ってやってきました。

でも、実際に店舗の中に入ると、こうやって肩をくっつけてやるところでも認証をもらって、安全な店ですよというところもあったりするんです。飛騨市の場合はこれで回ったときに、例えばどのようなことを確認して、どれぐらい離れているとか、大きいテーブルもあれば、小さいテーブルもあって、昔だったらここは4人でいいよみたいな小さいテーブルとかでも4人座ったりしたりするんですけども、その辺の具体的にどんなような指導とか、基準というものを持って回っていらっしゃるのか。その辺をちょっと教えてください。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総合政策課長補佐兼政策企画係長（土田治昭）

基本的には岐阜県のほうから示されておりますガイドラインに沿って対応しているのと、あとは飲食業のガイドラインに沿ったもので対応しております。先ほどちょっと部長が申しましたように飲食のガイドラインが昨年の11月から変わっていない、非常に古い状態のもので、今これは政府のほうで見直しの促進をしているというところがございますが、基本的には換気が定期的になされているか、あとは席が2メートル以上確保されているとか、代わりについ立て、アクリル板が設置してあるとか、基本的にはそういったところを見ていただくんですけども、その都度その都度の時期に応じて、例えば今年の夏に回っていただくときには、特に換気の部分と、

あとは今のオミクロン株は症状がかなり出やすい状況でありますので、症状のある方は入店をお断りいただくというような体温の測定とか、そういったところを徹底いただくようお願いをしたところでございます。

○委員（前川文博）

今後、2回やると、今月やるような雰囲気だと思うんですけども、この11月の場合は、どのような点を注意して回るのか、市民の方もその辺を聞きたいと思っておりますので、どんなようなことをチェック項目として回るのかを教えてくださいたいと思っております。

□総合政策課長補佐兼政策企画係長（土田治昭）

今後2回、回る時期につきましては、今のところ12月と3月を予定しております。現在では先ほどから申しているように、エアロゾル感染が多いということで、特に今から寒くなりますので締め切ってお店を営業されることになってくるかと思っておりますので、常時換気というのはなかなか難しいかもしれませんが、換気扇とか、定期的な換気をしていただくということを徹底していきたいなというふうに考えております。

あとは、これまでの基本的なガイドラインに沿って点検をしていただくのと、あとは各業界団体のほうで見直されるガイドラインには注視をしていきたいなというふうに考えてございます。

○委員（野村勝憲）

今、12月と3月の2か月ということですけども、例えば、時間帯によって午後10時以降はほとんどお客さんゼロの店もあるんですよね。時間帯はどういう時間帯で回られるんですか。

□総合政策課長補佐兼政策企画係長（土田治昭）

時間帯は感染対策指導員と飲食店とで話し合っって適切な時間、お客さんがいて混んでいる時間に回るということは、多分ないと思っておりますので、その前の時間に回っていただいているというふうに考えております。

●委員長（住田清美）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（住田清美）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時07分 再開 午前11時08分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

◆議案第113号 令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について

【市民福祉部所管】

●委員長（住田清美）

議案第113号、令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について、市民福祉部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

おはようございます。それでは、市民福祉部所管の一般会計補正予算についてご説明申し上げます。説明資料につきましては資料のほうのナンバー1-2 飛騨市原油価格物価高騰緊急対策第3弾、こちらのほうでご説明をさせていただきます。

それでは、4ページをお願いいたします。4ページの上から2つ目、5 医療・介護・福祉サービス事業所等における感染対策の支援でございます。医療・介護・福祉サービス事業所等におけるマスク等の衛生用品や感染対策備品等の購入費に対する令和3年度に実施した市独自の補助制度を復活いたしまして、さらにサービス類型に応じた助成額10分の10、最大30万円まで拡大し、支援をしたいと思っております。医療機関につきましては17か所、介護施設事業の事業所につきましては49か所、それから障害福祉施設の事業所につきましては10か所の予定でございます。

7ページをお願いいたします。7ページ個表のほうでございますが、低所得者及び子育て世帯に対する国県給付金の支給でございます。電力、ガス、食料品等の価格高騰による経済的な負担の軽減を図るため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯及び子育て世帯に対し、国県施策による緊急支援給付金を支給しますということで、こちらのほうは国県の制度でございます。どちらも10分の10でございます。

まず1つ目、国の制度でございますが、非課税世帯等に対する緊急支援給付金でございます。総額で1億130万円でございます。対象者につきましては、まず、1つ目がプッシュ型支給といたしまして確認書の返信によりまして、12月上旬から順次口座振り込みをしていきたいと思っております。対象世帯は1,980世帯でございます。令和4年9月30日に市に住民登録があり、世帯全員の4年度分の住民税均等割が非課税である世帯、こちらが1点目のプッシュ型支給、2点目が申請による支給でございます。こちらのほうは10世帯でみております。こちらのほうは物価高騰の影響により、予期せず家計が急変した世帯ということで考えております。

それから、支給額につきましては、対象世帯一律5万円でございます。受付期間は令和5年の1月末までを予定しているところでございます。

2点目は県の制度でございます。こちらのほうも10分の10でございます。子育て世帯に対する負担軽減給付金2,650万円でございます。対象者、まず1点目はプッシュ型支給で、令和4年11月分の児童手当の認定を受けている世帯、こちらが1,215世帯を予定しております。

それから、2点目が申請による支給、こちらが525世帯ございまして、対象者は以下のとおりでございます。こちらのほうの支給額は、対象世帯につき一律1万5,000円でございます。申請期間はこちらのほうも令和5年の1月末までを予定しているところでございます。

次ページをお願いいたします。8ページ、在宅介護を行う家庭に対する冷暖房費等の負担軽減でございます。原油価格物価高騰が長期化する中、在宅介護を行う過程における冷暖房費等の負担軽減のための特例手当を支給し、地域の介護サービス資源の重要な支えである在宅介護の安定

的な継続を図ります。対象者の方につきましては、常に介護を必要とする方を在宅により介護し、令和5年3月31日までに飛騨市家族介護応援手当の支給認定を受けている介護者でございまして、こちらのほう、高齢者の介護をしていらっしゃる方が110人。それから障がい者の方を介護していらっしゃる方10人を予定しているところでございます。

支給額といたしましては、特例手当として月額5,000円を別途支給いたします。対象期間につきましては、遡りまして令和4年4月～令和5年3月分の1年間ということになっております。

下段、手続き等でございますが、通常の家介護応援手当の手続きに準ずるものとしまして、手続きの簡素化を図って合わせて支給したいということになっております。10ページをお願いいたします。10ページ、医療介護福祉施設等に対する緊急支援の拡充でございます。医療・介護・福祉施設等における物価高騰に対する緊急支援の対象に私立保育園を追加し、光熱費の増加額に対する支援金を2分の1から10分の10に引き上げることで、良質なサービス提供体制を維持し、市民の安定した暮らしを確保いたします。

施策の背景といたしましては、中ほどに記載がございますけれども、国による報酬改定の動きがまだ見られない状況でございまして、それに対するものでございます。

下段、事業概要でございますが、対象施設といたしましては市内の医療機関14施設、介護サービス施設系が7施設、グループホーム9施設、在宅系が17事業所、それから障がい福祉サービス10事業所、私立保育園が3施設でございます。

支援内容につきましては先ほど申し上げましたが、各施設等によって令和4年4月から令和5年3月まで支払った光熱費、電気、ガス、燃油につき増加影響額の10分の10を支援金として交付するものでございます。以上、簡単ですが説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

私立保育園に対して、今回、追加しますということなんですが、以前から私立保育園に対して市はちょっと冷たいのではないかなんて思っていたのですが、今回このようにいいほうに踏み切っていたいただいたのは、どういった思いがあったのか、その過程で話されたことはあったのでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

私立保育園につきましては、前回、確か9月でも補正で上げさせていただいたと思うんですけども、食材の関係の高騰につきましては、県の支援がございまして、こちらの光熱費につきましても、県の支援が別途あるのではないかなんていうことを実は思っていたところなんです。

ただ、ここにきましても県の支援の情報もないというようなことから今回合わせて、市のほうから支援をしなければいけないということで計上させていただいたというところでございまして、全くほったらかしにしていたというわけではございませんのでお願いいたします。

○委員（高原邦子）

正直なご答弁だったと思うんですが、実は本当に私立保育園にはいろいろと大変なことがあり

ます。でも、いろいろなことを市に言っても、やっぱり市独自でそういった救済と言うのはおかしいけど、応援とか、そういうのがなくて、国だったり、県だったりということでは出てくるんだけど、なかなかということを私もよく聞いておりました。

それで、これから県があろうがなかろうが、やっぱり大切な子供たちを預かってくださっている保育園です。市営だとか、私立とか、差別なく一緒に考えていてもらいたいのですが、今後それで貫いていただけないでしょうか。いかがですか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

先ほども申し上げましたが、これまでも考えていなかったわけではございません。国県の推移を見守ってございまして、市の姿勢といたしましては、基本的に保育園だけではなくて、国県の施策が入るところには、市はその様子を見て、入らないところに市が支援をするというスタンスでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員（籠山恵美子）

民生費の先ほど説明があった特別給付金ですけれども、住民税非課税対象世帯は、条件がちゃんとしているから分かると思います。そのほかに家計が急変したところに、10世帯分を予算化して何か準備するという説明ですけれども、これは実際にはどうやって、その対象世帯を掴まれるんですか。申請だということは、こういう情報が分かった人が、ただ自動的に申請するのか、あるいは民生委員さんを通して何か把握してもらおうのか、学校のほうで掴むのか。この辺りはどういふふうな仕組みになっていますか。

●委員長（住田清美）

答弁をどうぞ。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

こちらの家計急変につきましては、特段これに基づいた広報といえますか、チラシは国で作っている一括のチラシで、市民の皆さんに回覧をするんですが、なかなか対象要件が細かくて分かりやすくお示しづらいところがあって、私たちのほうとしては、とにかく相談に来て欲しいというようなメッセージというような感じになっています。実際は来ていただいて、詳細に聞き取りをしないと、本当にはまるのか、はまらないのかが分からなくて、昨年度も6世帯に家計急変で支給しているんですが、3世帯の方はやっぱり条件に合わなかったということで、お断りしたというようなケースもございまして、あと移住されて来るような方、こちらの家計急変というところで申請される方が多かったかなというふうな感じがあります。ということで、すみませんちょっと明確にPRが、そこまで踏み込んでいないというのが実態でございます。

○委員（籠山恵美子）

そうですね、難しいと思いますけど、せつかくこういうふうに予算化してくださるのであれば、そういう情報を知って、本当に困っている方は使っていただければ、そこに給付していただければいいと思うし、この家計急変の対象者に、この補正で予算化するというのは、非課税世帯の特別給付金の条件になっている方々の条件のボーダーラインにいる方というのは、また別個なんですよね。そういう急変したという条件に限られるのか。線引きが難しいじゃないですか、非課税世帯と言ってもぎりぎり、非課税ではないけれども、生活困窮で苦しい家庭だってあるわけですよね。そういう方々も、例えばこうやって作ってもらえるんだと思ったら、私が相談された

らぜひ話を聞いて、説明を聞いて、できることなら申請してくださいよと進めますよ。だけど、そのあたりの条件が分からないので、とりあえず相談に行くということが大事ですか。そのボーダーラインの人と、この家計が急変したところというのは別個なのか、まずそれを教えてください。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

住民税非課税、これも令和4年度の非課税ということで、令和3年度の課税情報によってというところになってくるんですけど、中には令和4年度に入ってから、課税世帯だったのだけでも、実はその後急変して3月とか4月とかから大変な生活をしているんですとか、そういう方が非課税相当の収入状況であればというふうで、この家計急変を取られるようになっていきます。国のほうでは一応私らの事務のほうも分かりやすくするというので、家計急変世帯の収入限度額みたいな、例えば单身の方だったら、非課税相当収入額のほうが93万円だとか、そういうのが一応ラインとして示してあるものですから、相談をしながらそこにはまるかを考えていくということなんです。

なので、課税世帯だけでも、いわゆる非課税世帯並みという、そこがちょっと一般にはなかなかぱっと掴みづらいところなんですけど、そうであれば対象になってくるよということで、本当に議員さん方はいろいろとお困りの方から声がかかっていることもあろうかと思うんですが、もし本当にそうであれば、もうとにかく相談に行つて欲しいということをお伝えいただければというふうに思います。

●委員長（住田清美）

ほかにありませんか。

○委員（籠山恵美子）

在宅介護の方への特例手当ですけれども、私が聞き逃したのかもしれませんが、高齢者世帯が110人とおっしゃいましたか。これは、条件でいうと、介護支援手当の介護度3以上の、半月以上寝たきりのというところの支援手当と条件は一緒なんですか、別なんですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

委員おっしゃるとおり、家族応援手当と条件は一緒にしております。

●委員長（住田清美）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（住田清美）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時25分 再開 午前11時26分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

◆議案第113号 令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について

【環境水道部所管】

●委員長（住田清美）

議案第113号、令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について、環境水道部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、環境水道部所管の補正予算について説明をさせていただきます。歳出のほうでございますが、予算書の8ページをお願いいたします。

こちらの衛生費06、07が環境水道部所管でございますが、06の環境衛生費のうち省エネ家電製品買換補助金が環境部所管でございます。詳細の内容につきましては資料で説明いたしますので添付資料のほうをお願いいたします。資料ナンバー1の01-2原油価格物価高騰対策第3弾のほうをお願いいたします。こちらの9ページでございます。省エネ性能に優れた家電製品への買い替えの促進ということで、予算額500万円でございます。電気料金の高騰に伴う家計への負担を軽減するため、長期にわたって節約効果が期待できる省エネ家電への買換え費用の一部を支援するものでございます。

背景といたしましては、資源エネルギー庁の調査によりますと、冷蔵庫、照明器具、エアコンの家電3品で家庭における電力消費量の35%を占めているということでございます。また、家電製品の性能が進化しておりまして10年前に比べまして、冷蔵庫では約40%、エアコン10%、LED照明ですと86%の節電効果があるとされておりまして、地球温暖化対策にも大きく貢献することができるとされております。

今回の対象者は市に住民登録がありまして、市内の自らが居住する住宅において使用する家電製品の買い替えを行う方ということでございます。対象商品は省エネ型製品情報サイトに品番が掲載されているもので、省エネ性能を満たしたエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、照明器具、こちらは器具ということで電球だけの取り替えは対象といたしません。エアコンにつきましては、省エネ基準達成率、目標年度がエアコンにつきましては2010年度目標と、2026年度目標と混在していることから、2010年度の目標年度では114%以上の製品、また2026年度のものでは100%以上となる製品を対象といたします。冷蔵庫につきましては、統一省エネラベルの多段階評価3.0以上、照明器具につきましては、統一省エネラベル多段階評価4.0以上のものを対象といたします。横にあります省エネ性能のマークがございますが、こちらのほうにそれぞれ記載があります。

補助要件といたしましては、市内の店舗で購入されるものということで、対象商品の購入額の合計が3万円以上になるものを対象といたします。この際、工事費は除いております。

また、現在使用しているものと同種の製品への買い替えに限ります。令和4年12月1日以降に購入し、令和5年3月末までに支払い及び設置が完了しているものということでございます。補助率は1世帯1回限り、購入金額の4分の1以内としまして、上限5万円とさせていただきます。

手続きにつきましては、対象家電の購入後に所定の証明書と、買い替えが分かる書類等を添えて申請していただくことになります。12月1日から年度末まで対象としたいと考えております。説明は以上でございます。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

今説明がありました家電製品の買い替えの促進なんですけども、一応補助率の中で1世帯1回限りということですが、これは1商品1回ということですか。2商品でも1回でいいわけですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

申請を1回限りということございまして、商品を同時に購入された場合は、この上限以内でございましたら、1回申請していただけたらと考えております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

今の件で、条件が市内店舗というふうなうたってあるんですが、量販店と比べるとやっぱりどうしても市内の小さい規模の電気屋さんの商品が高いというイメージがあるんですが、これは結局、省エネを優先されているのであれば、市内に限らなくてもいいと思うんですが、その辺の何か思いはあるのでしょうか。

□環境水道部長（横山裕和）

そのあたりは内部でも議論をいたしました。これまでこういう購入費用、市内店舗の市内の業者の振興という面も併せてやっているということも、これまでの取り扱いも踏まえまして、今回も市内店舗に限らせていただきたいと考えておりますが、これに先立ちまして、市内の店舗からも数点ヒアリングをさせていただきました。

新製品につきましては、量販店とそれほどの価格差はないのではないかと考えていらっしゃるということで、特に量販店と価格差が感じられるものは、量販店ですと大量仕入れで、前期のものを大量に売ってある場合に割引率が非常に高いものが見受けられますけど、新製品ですと、それほど変わらないのではないかとということもございまして、市内の店舗で買っていただければ、よりよいのかなということ考えております。

○委員（籠山恵美子）

先ほど前の所管のところでもお話になりましたけど、空気感染、エアロゾル感染が主流になってくるということで、例えば、年末、これは買い替えと書いてありますよね。買い替え促進。買い替えるのは一度に何台でもいいですよ。

そういうときに、例えば、この機会に空気をもっと上に上げて換気を高く出そうというようなことで、サーキュレーターというのですか、空気を回して空気の向きを変えるという。ああいうのもついでに新規に買って、換気をよくしようとかという市民の方は考えがちだと思うんですよ。そういうときに、サーキュレーターたるものは、新規家電ですから、この対象にはならないということですね。

□環境水道部長（横山裕和）

先ほど施策の背景でも申し上げましたが、特に電力消費量の多いものを今回支援していこうということで、物価対策のほうで電気料金が高騰しているということで、消費量の高いものについて削減できるような買い替え支援をしていこうということでして、サーキュレーター等につきましては、電力の削減効果が明確でないところもございまして、どの程度の電気料金の削減効果があるのかということも不明なところもございまして、今回は対象にはしておりません。

△市長（都竹淳也）

ちょっと補足します。サーキュレーターとか空気清浄機の話は、割と新型コロナウイルス感染症の初期のころに感染対策に役立つのではないかと行って随分つけられたんですけども、空気清浄機はエアロゾル感染のレベルになるとほぼ効果はないというのが一般的です。

それから、サーキュレーターは換気にならないので、むしろ同じ部屋にいと感染者を増やしてしまうという側面もあって、やっぱり戸を開けてもらうというのが基本になるということで、今積極的に今まで取り組んできたのはCO₂メーターで二酸化炭素の濃度を計る、これはやってきたんですが、これは本当に数千円のものですから、特段今回感染対策ということで取り上げるということではありませんでしたし、今回、物価高騰対策ということがメインだということもありますけども感染対策を仮に含んだとしても追加する家電系の製品というのは今のところあまり、ちょっとイメージしているものはないということでご理解をいただければと思います。

○委員（高原邦子）

今回の施策はすごくいいなと私は思っているんですけども、上限5万円というのがね、倍の10万円ぐらいにすれば、4分の1というのは残しておいてとすると、かなり1回限りで、まとめればいいわけなので、いろいろと省エネに役立つのが、冷蔵庫だけではなくて、ほかのものもなるかもしれないですね。この金額はどうやって決められたのですか。どのくらいのものというふうに、私はもっとここを10万円にすれば本当に省エネと皆さん飛びつくのではないかなと思うんですけど、どうですか、その辺は。

□環境水道部長（横山裕和）

これを機会に全ての家電製品を省エネ性能のいいものにとということが、地球温暖化対策とかそういう面では非常に効果があることかと思えます。そういう中で予算の規模の中でこういうことにさせていただいたという面と、もう1つは対象商品の中で大きな金額となりそうなのが冷蔵庫だと思います。市内の商店にヒアリングをさせていただいた時点でも、近年買い替えされている商品の中で、売れ筋商品というものが、大体20万円から少し超えていくような商品が省エネ性能もよく、売れていくというようなことも聞いておりまして、そういう中で4分の1で、他市なども参考にさせていただいたんですけども、逆に少ないところで2万円とか、3万円とかということもあるんです。そういう中で、やはり動機づけとして、冷蔵庫1台購入するのに動機付けになる金額として20万円くらいまでがいいのではないかとということで、上限5万円ということで今回は設定をさせていただいたということですが、これをきっかけに、いろいろな商品を、それぞれのご家庭で省エネ製品に変えていただくというようなきっかけになれば、ありがたいかなと考えております。

○委員（井端浩二）

ちょっと確認させてください。予算額が500万円になっておりますが、4か月間でそれを超えるか超えないかというのはちょっと分からないんですけど、万が一超えるようなことがあれば、まだ、どうなんですか、その辺だけお願いします。追加ができるのかとか。

□環境水道部長（横山裕和）

どの程度になるのかということは読めないところもあるんですけども、一応上限に達した場合は終了することもありますということで始めさせていただきますが、状況に応じて検討はさせていただけるかなと思いますけど。

○委員（籠山恵美子）

これの説明はありましたか。これを申し込める期間は設定されているんですか。そこに書いてあるのか。大体その間に希望者が殺到したら、したでやっぱり補正予算を組むのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

これは100台ということなんですよ。100台というのは結構ではないかと最初思ったんです。かといってどのぐらい殺到するか分からないので、正直言うと、様子を見て考えましょうというところもあって、大変人気ならそれはまた予算を追加することになりますけど、最初から予算青天井で追加しますというわけにもいかないんで、それで、ここには予算の上限に達した場合、受付を終了することがありますというふうにかけていただいて、ちょっと腰だめにさせていただいているということです。

ただ、100台ですので、4か月間で100台ということは、私は相当な台数だと思っているので、多分カバーできるのではないかなというふうには見えています。

○委員（籠山恵美子）

実際に現実的に考えればそうかもしれません。

ただ、一方では環境水道部ですから環境のことも考えてこういう発想になって予算化されたという面もあると思いますけど、また一方では、家電を売っている市内のお店の需要喚起ですよ。だからそういう面もあるので、なかなかこういう新型コロナウイルス感染症で、また円安で、物価高騰で、控えて、控えて物も買わないという風潮がある中で、こういうことをして、市内の需要喚起という面もいいなと思いますので、万が一殺到したら考えてください。希望者が殺到したらね。

○委員（水上雅廣）

何だか、議会側もすごいことを言っていますけども、要は、今だけの限定みたいな感じなので、結局当たったら儲けましたみたいな話にならないかなと。たまたまそこでちょっと壊れてラッキーみたいな感じにというか、台数がどれだけになるか分かりません、補正のこともありますけど、これは継続されるような考え方というのはあるのかなと。先ほどこれから先々の財政を考えて歳出抑制みたいなことも市長は言われましたけど、こういったものは、このくらいの予算と言ったら怒られますけど、継続的なところで考えていращやるのかどうかだけちょっとお聞かせいただけますか。

△市長（都竹淳也）

むしろ本当にその議論のほうが大事な部分はあるかなと思います。やっぱりある程度カーボン

ゼロというために、いろいろな施策を講じていかななくてはいけないときに、意識づけの点からも実際の電気料金の面からも、もちろん電気の消費量の面からもとても効果的だと思っているので、ある程度長期的にといいますか、中期的にといいますか、やっていくべき施策かなという認識ではおります。

ただ、今現在それをどういう規模で、どういう期間でどうするかというところまでの議論に至っていないので、今回これの反応とか、それこそ先ほどの金額がもうちょっと多いほうがいいのか、あるいは実際に家電を販売される市内の電気屋でするので、買った方の反応とか意見が分かるということが強みでするので、そういったところの意見とか聞いて来年度以降どうするかということについては考えたいと思っておりますが、効果的な施策だと位置付けしておりますので、その前提に立って今後考えていきたいというふうに思います。

○委員（高原邦子）

私がこの施策いいなと思ったのはいろいろあります。市内の業者さんが買ってもらって潤えばいいし、これは25%オフという感じですよ、なかなかと新品で25%オフなんていうのはないから、買いたい人はいるのではないかなとは思いますが、それよりも、今いろいろなところに、電力高騰とかいろいろなことで市は補助を出したりしているじゃないですか。

でも、一般家庭なんかでは、出してもらっていない。各家庭には出せないですよ。そうしたときに、すごい電気代がかかる寿命もきそうな冷蔵庫なりを抱えているよりも、本当に省エネになるのなら、逆に電気代をそれだけ浮かせてやっているというか、そういう考え方をすると、私は市民全体のためにはいいことだと思うんですよ。いろいろな人に、普遍的にチャンスがあるということは、ですから、予算なんていいますが、ぜひ続けていってもらいたいと思うし、検討してもらいたいと思うんですが、みんなにということ考えてください。困窮度とかそういうのではなくて、みんなに一応、当たるよというその辺は、市長はどう考えられますか。

△市長（都竹淳也）

とても大事なポイントだと思っております。こういうときの対策の考え方として、いろいろな自治体で全員に5,000円全部配るとかというやり方ももちろんありますが、私自身はやっぱり全員が使っている冷蔵庫とか、そういったものを省エネ化することにより、この後また出てきますけど、事業所がいろいろな省エネルギーの対応をするような施設改修することで、その瞬間だけではなくて、そのあと長く節電効果による、それはもう補助してもらっているのと同じことになるので、そういったほうが大事だろうという考え方を基本的に持っているものですから、今回この施策の中で、あえて全員にお金を配るとするのは、国の施策、県の施策にお願いをして、そちらを使わせていただく前提で、むしろ市としては、長期的にお金が浮いてくる分のほうへ、しかもエネルギーも削減し、CO₂も削減できるということで一石何鳥も狙えるというところで、今回組ませていただいたということなので、今後も政策の基本的な考え方としては同様の考え方に立って検討していきたいというふうに考えております。

●委員長（住田清美）

ほかにありませんか。

○委員（前川文博）

1点確認をさせていただきます。住宅リフォームとかで今までも補助金があってやっていたんです

けど、この環境の場合は、冷蔵庫が頭にあつてということで分かったんですけども、神岡は結構、電気工事を持った人が多くいて、自分で取り付けをやるよという方も結構いらっしゃって、今回エアコンとかの工事費は除くということになっているんですけど、エアコン本体を替えました。私は免許を持っているので自分で取り付けしますというのも可能なんですか。

□環境水道部長（横山裕和）

今回、買い替えという条件がございまして、前についているものを、省エネ性能のいいものに替える場合ということでしておりますけども、ご自分で工事ができるのであれば、それはいずれにしても購入費のみが対象になっておりますので、購入と、あとその旧製品を適正に廃棄していただくということが行われれば、ご自分で取り付けられても対象になると考えております。

●委員長（住田清美）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（住田清美）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時48分 再開 午前11時49分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

◆議案第113号 令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について

【農林部所管】

●委員長（住田清美）

議案第113号、令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について、農林部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議案第113号一般会計補正予算について農林部所管分を説明いたします。資料の飛騨市原油価格物価高騰緊急対策第3弾の12ページを御覧ください。畜産事業者の安定的な経営に対する支援として、3,470万円を計上しております。最初に緊急対策に至った施策の背景についてご説明いたします。

現在、飼料原料価格の高騰により、配合飼料価格の上昇が続いております。その背景には2つの要因があります。その1つは世界的な穀物価格の高騰です。全農の情報ですと、中国は長い間、世界有数の穀物輸出国でしたが、2010年頃に穀物の輸入国に転じたこともあり、穀物価格の上昇

が起きており、そこにロシアのウクライナ侵攻が追い打ちをかけた状況になっているとのことです。もう1つの要因が円安による輸入原料の高騰になります。それに対応する国の制度として、配合飼料価格安定制度があります。この制度は飼料価格の変動が生産者の経営に与える影響を緩和する制度です。

ところが、輸入原料価格が前年1か年の平均を上回った場合に発動される仕組みになっており、飼料価格が既に高止まりしている実情においては、その効果が十分機能しておらず、畜産事業者の経営が厳しさを増しております。

また、酪農業において、牛乳販売額は1リットル当たり100円程度であり、生産コストが価格に反映されておらず、加えて乳用牛は肉用牛と比べると1日に必要とされる餌の量が多い上に、牛乳の運搬など、出荷するためのコストがかさみます。今回は、こうした事態に対応するため、2つの支援策を講じたい考えです。

1つ目は、配合飼料の価格高騰に対する緊急対策支援給付金です。市内畜産業者を対象に、令和3年7月から令和4年6月の配合飼料の増加分を基に支援します。支援額は配合飼料1トン当たり7,248円になります。表は種別あたりの補填額になります。

2つ目は、乳用牛導入基金の償還繰り延べです。飛騨市の乳用牛導入基金から借り入れされている酪農家の返済について、今年度以降の返済時期を1年ずつ繰り延べします。以上が今回の補正予算の概要になります。

なお、農業分野全体に肥料、飼料、資材、機械等が高騰しており、それぞれ生産者の経営は大変厳しい状況にあります。これまでの国や県及び市を含めた全体的な施策を説明させていただきますと、野菜や水稲の肥料高騰については、国が化学肥料使用量の20%低減を条件に、肥料コスト増加分の7割を支援する制度を利用させていただいていきます。この制度は水稲生産者が対象となりにくいいため、市では9月補正予算において、水稲生産者への肥料価格高騰支援制度を創設いたしました。JAひだでも別に支援策を決めておられます。

また、畜産関係では、国の支援策がない粗飼料について、市では6月補正予算で支援を行い、今回の補正予算では、配合飼料についても既存の国の制度が十分でないところを手当する内容といたしました。このように、国や県、JAの支援策が、まず生産者に届くこと、その上で、生産者の声を丁寧にお聞きし、国や県の支援では十分でないところをきめ細かに補管し、施策全体を組み立て、生産者に伴走してまいります。以上で農林部所管の予算の説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

畜産事業者の安定的な経営に対する支援ということで、これは非常にいいことなんですが、頭数については書いてあります。この対象になる市内畜産業者というのは何件ですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□畜産振興課長（古川尚孝）

黒毛和牛の農家で20件。そこには一貫農家も入ってまして、それで純粋な肥育農家が2件。酪農で3件、そして飛騨地鶏の鳥で1件です。

○委員（高原邦子）

本当に早速この対策はありがたいなと思っています。全国和牛能力共進会に行って、20年ぐらい前から見ているんですが、配合飼料とか、いろいろな飼料がものすごく進んできているし、外国製品もあつたりいろいろなことがあつて、今、円安ということで高くなっているし、ただ、私は今回のこの施策はいいなとは思いますが、やはり、それだけではなくて、先ほどもありましたエネルギーというか、電気とかそういったところも非常に高騰していますよね。まだまだちょっと応援が足りないのではないかなと思うんですけど。12月の補正には、またさらなるものは考えていらっしゃるでしょうか。応援というか、農家に対してどうでしょうか。

□農林部長（野村久徳）

農業分野に限らず、今エネルギーとか、資材とか、大変な状況になっているわけでございます。今回は特に今ほどご説明したように、国の配合飼料ところが十分ないところを緊急的にということなんですが、今後また国の様々な施策も出てくると思いますので、まずそれを見極めた上で、必要に応じて対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（高原邦子）

私も農水省のいろいろな施策はちょっと見ていて、ただ、それに合致しない、先ほども言われたと思うんですけど、当てはまらない施策、そういったところも、普通の農家さんにありますよね。そういった方々への配慮を市はしていくというような発言だったと思うんですけど。本当にやっていますかということも見られる。大変だと思うんですけど、ですから国とか県がこれからいろいろ出してくるんだろうけれど、飛騨牛に関しては、もっとさらなる応援をしていかないと、私は全国和牛能力共進会を見ていて、宮崎の頭数的なものとか、いろいろなものを見たら、やっぱり応援をもっとしなければいけないという気持ちになりました。

それで、普通の農家さんなんですけど、野菜とか蔬菜を作っている。先ほどJAさんを言われたけど、JAを通していない方もいらっしゃるって、そういったところ、ある程度のところを通さないと、国や県で売っているととかという証拠がないと、施策というか、そういった応援が受けられないということもあるんですね。それで、私は飛騨市の耕作放棄地をなくしていくためにも、借りていろいろと農業をされている方もいるわけですね。そういった方々に配慮されるような、本当に隙間ニッチではないけど、隙間を埋めていくような市の農業に対する支援というものを考えていてもらいたいなと思うんですけど、予算のこともあるし、難しいかもしれませんが、やっぱり温かい目でみんなが応援してかないと大変なことになると思うので、その辺どうお考えですか。

□農林部長（野村久徳）

高原議員のご質問にありましたように、畜産も蔬菜も水稲も本当に日本中大変な状態です。その上で構造的なところと、こういった今回みたいな対照的なところを、より丁寧に本市の財政規模に合ったやり方をしていきたいというふうに考えております。

その上で、例えば今回の国の肥料の対策につきましても、いろいろな条件があるんですが、そのあたりは我々も入りJAも入って、例えば市場出しの方は、そういったグループで支援を受けられるよとか、先ほどもお話したとおり支援が必要なところでどう届くかということをしっかり連絡を取ってやりたいというのがまず1点です。

それから、今年度の補正、あるいは来年度の新年度予算に向けても、とにかく現場で声をしっかり聞いて、国の情報収集もやりながら要望すべきところは要望し、きめ細かに対応していくというふうを考えております。

●委員長（住田清美）

ほかにありませんか。

○委員（水上雅廣）

1点だけ参考までに教えて欲しいんですけど、今回は畜産さんとか、前は農耕も含めてありましたけど、水産、内水面の関係の漁業、そっちのほうの資機材、飼料なんていうのもどうなのかなと思うんですけど、そのあたりのリサーチの仕方とか、検討の方向というのはどうなったのかちょっと教えていただいてもいいですか。

□農業振興課長（今井進）

水産のほうにつきましても、餌代が4月から2%~4%ほど1年前と上がっております。10月になりまして12%~20%、ものによって上がっております。

水産のほうにつきましては、まず国のセーフティーネットがございまして、そこで拾われる方はあります。またそこで拾われない方のために県のほうで今の9月補正で、そういったセーフティーネットに乗れない方を助けるという制度ができました。実際にそこでどれだけ県のほうで拾っていただけるか。そういったところを、また実績を見ながら来年以降、検討していきたいと思っております。

●委員長（住田清美）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（住田清美）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。なお、再開は午後1時といたします。

（ 休憩 午後0時01分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

◆議案第113号 令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について

【商工観光部所管】

●委員長（住田清美）

議案第113号、令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について、商工観光部所管の

歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□商工課長（舟本智樹）

それでは、補正予算（補正第4号）の商工観光部所管について説明させていただきます。予算書9ページ、商工振興費をお願いいたします。18負担金補助及び交付金の589省エネ対策設備導入補助金は、市内事業者の燃料価格等の高騰により増加する光熱水費の負担軽減を図るために行うもので、高効率空調や業務用給湯器、冷凍冷蔵設備、高性能ボイラーなどの導入に対し、従業員数によって段階を設け、正社員1名～5名の事業所では補助率2分の1、上限30万円。正社員が6名以上の事業所では上限50万円。令和4年10月から令和5年3月までの間に従業員の平均給与を前年同月と比べ5%以上増加させた場合は、補助率3分の2、上限150万円とするものです。

次の594飲食店需要喚起事業負担金は、新型コロナウイルス感染症により、いまだ停滞している飲食店の需要喚起を目的として、登録店舗で1回当たり1万円以上さるぼぼコインで決済した場合に、30%をさるぼぼコインとして即時還元するものです。月2回行っております事業所へのヒアリングの聞き取りによりますと、夜の飲食需要がなかなか戻っておらず、企業等の大人数での宴会も抑えられているということでございまして、二次会等の需要は特に厳しい状況にあります。そうした状況を踏まえ、1回1万円という少人数での需要を想定し、需要喚起策を実施するとともに、総務課所管で行いますタクシー割引とセットにすることによって、さらなる消費喚起を図ってまいりたいと考えております。このタクシーの割引は、旧町村間の利用に1人当たり2,000円、4人乗車で8,000円までの割引チケットを交付するものです。

次に966事業者向け医療用抗原検査キットの購入補助金は、今回、医療・介護・福祉サービス事業については、補助の回数を3回から10回に拡大するものでございます。これらの事業所は、感染リスクの高い高齢者の利用が多いため、従業員や利用者に感染が出た場合、速やかに検査を行い、クラスター化を防ぐために備蓄キットの十分な確保のために回数の上限を緩和するものです。次に観光費からは齋藤観光課長より説明させていただきます。

●委員長（住田清美）

続いて説明を求めます。

□まちづくり観光課長（齋藤由宏）

私のほうから、まちづくり観光課所管分についてご説明させていただきます。資料の9ページを御覧いただければと思います。中ほど、観光費でございます。補正額500万円につきましては、昨年実施させていただきましたG o ・ t o ・ S k iキャンペーンをやらせていただきたいと考えております。こちらのほうは市内にご宿泊いただいた方にリフト券の半額割引を行わせていただくものになります。昨年度につきましては、約2,700人にご利用いただきまして、スキー場の皆様もお喜びだったということで、今年も冬場ですと宿泊事業も一気に落ち込みますので、宿泊の需要拡大と、さらにスキー場の利用促進を図るためにやらせていただきたいというふうに考えております。

説明欄を見ていただきまして、交際費004、交際費に50万円を積んでございますけれども、こちらはリフト券のプレゼントキャンペーンをやろうというふうに考えております。現在、m o n t ・ b e l l さんですとか、J R 東日本さん、J R 東海さんと一緒にいろいろとキャンペーンを打っていくんですけども、その特典としてリフト券をお渡しして、皆さんにまずは来ていただくと。

今、スキー場につきましては、やっぱり飛騨地域の雪質はかなりいいと皆さんに言われますので、あとは認知度を上げて、奥美濃よりもこちらに来ていただくということが重要なとふうに考えております。

2つ目の002広告料につきましては50万円ございますけども、こちらについてはスキーの専門誌ですとか、ああいうウェブサイトを使って広告を上手に打っていかうと。普通に広告を打ってもなかなか響かないので、そういうスキーユーザーが多く集まるような場とか、サイトを見て広告を打っていくというふうに考えております。

次に942スキー旅行宿泊促進助成金が、こちらのほうが割引の原資となります。以上で商工観光部の説明を終わらせていただきます。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

飲食タクシー事業のほう、先ほど総務部でもちらっと伺ったんですけども、こちらのほう飲食の部分と、タクシーの部分と2本立てということなんですけども、タクシーでこのチケットを使うには、さるぼぼコインを利用しないと対象にはならないということによろしいんですか。

□商工課長（舟本智樹）

さるぼぼコインで、1回当たり1万円の利用をしていただきまして、そこでご希望の方にはタクシーチケットが交付されるというふうに考えております。

○委員（前川文博）

そうしますと、ちょっといくつか分かれていくんですけど、まず、この飲食店、食事をする部分、通常で言う一次会の店、二次会、三次会のお店がありますけど、通常の飲食する店とかスナックとかで、さるぼぼコインに入っている割合はどれぐらいなんですか。

□商工課長（舟本智樹）

今、飲食店の名簿を見させていただきますと、150店～160店の飲食店の数だと思います。

それで、実際に今は90店舗以上の加入ということで、私ども対象の飲食店の名簿とか見させていただいているんですけど、高齢者の方が事業主とかそういうところで、なかなか厳しいなというところがまだ入っていらっしやらない状況なんですけど、こういう電子通貨を使えるというようなお店につきましては、もうほとんど入っていらっしやるというふうに考えております。

○委員（前川文博）

今、150店舗中90店舗ということですので、6割ぐらいでも、4割あるわけなんですよね。さるぼぼコインを使わないとタクシーが使えないというふうに決めたのは、どういった理由なんですか。別にさるぼぼコインを使わなくても、大口顧客として行ってもらうということであれば、使えない店でも、例えば1万円使えば、タクシーチケットを渡すということのものでできると思うんですが、その辺はどういった考えになったのでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工課長（舟本智樹）

この飲食キャンペーン自体が、例えば前回飲食キャンペーンをやったときに、買い回りとか、

食べ回りという何店舗か使っていただくみたいなものもやっておりまして、そういうときに例えば、500円でコーヒーを飲んでとか、ラーメン1杯食べるとか、そういう形に対しても需要喚起もしていたんですが、その時点では、飲食全体の需要がぐっと差が冷え込んでおりましたので、その段階でよかったんですけど、今いろいろと市内の事業者の話を聞いておきますと、夜のとにかく宴会需要とか、そういうものが減っているという話と、あと、ある程度やっぱり許される範囲ではグループというか、そういうところの需要を喚起したいという部分がございます、それは大体1万円使うということになると、1人とかということではなくて、何人かのグループという形になりまして、飲食支援として、していきたいというふうに考えておりまして、それである程度1万円という上限という話と、あと券という形を取りますと、非常に準備の時間とか、いろいろなことありまして、即座に打って、スピード感も速いということでございまして、さるぼぼコインで1万円というような設定をさせていただいたというところでございます。

△市長（都竹淳也）

ちょっと補足します。この話はもともとずっと議論になっていた酔っ払いバス、町村間をまたぐ夜の移動手段が確保できないかというのを検討していて、それで、はじめバスを今回も相当検討したんですけど、やっぱりどうやってもハードルがあって、難しくて、それで、今回これに合わせて町村間をまたぐ移動のものを1回セットでやってみて、どのくらい動くのか見てみようというのが一番大きいんです。

なので、タクシー需要の喚起だけなら近いところのものを、別にタクシーでさるぼぼコインでポイント還元するというのもあり得るんですが、そうではなくてやったのは、かねてから懸案の地域間をまたぐ移動の飲食需要というものがどのくらい生まれるかというのをこれに合わせてやってみたいというのが一番大きな主旨です。もちろん長距離の台数が確保できるかという問題もあるんですけど、そのあたりも一定数出てきているという話ももちろん確認をした上でなんですが、そこがある程度長期のところで動くという需要が生まれるのであれば、これはまた施策としても今後打っていけるということで、それを今回合わせてやろうというふうになっているわけです。

○委員（前川文博）

では、その飲食の需要とタクシーを合わせてやるので、あくまでもさるぼぼコインを使った店舗を利用した人しか対象にならないということによろしいですか。

□商工課長（舟本智樹）

（マイク不備により発言不明）

○委員（前川文博）

分かりました。1万円以上使った場合ということなんですけども、決済を割り勘で別々にやった場合はどうなりますか。総額1万5,000円で、5人で3,000円ずつ決済しましたというときは、どういうふうになりますか。

□商工課長（舟本智樹）

これはあくまでも1回の決済ということで、システム的にもそういう判定をしますので、そういう割り勘の場合は誰かが幹事というか、元になっていただいて1万円以上使ったと3,000ポイント返ってくるというような形で、あとは皆さんのグループの中でいろいろな工夫していただければ

ばというふうに考えております。

○委員（野村勝憲）

関連ですけれども、実際に飛騨市民で、さるぼぼコインに入っている世帯数というか、人数はどのくらいいらっしゃるんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工課長（舟本智樹）

さるぼぼコインの普及率をとか考えまして、大体8,000名程度はさるぼぼコインのユーザーはいらっしゃるというふうに考えております。

これは8,000名なんですけど、家計を握っている方が加入しているということも考えられますので、例えば何人かの家族中の1人の方がさるぼぼコインユーザーだということで考えると、普及率はかなり高いというふうに考えております。

○委員（野村勝憲）

対象の実施期間といいますか。12月12日から1月31日までということですが年末年始にかかってくるわけなんですけど、当然、年末年始はふるさとに帰って来られる方がいらっしゃるわけですね。そういう人たちは、さるぼぼコインを持っていらっしゃるかもしれないけども、誰かが誘ってさるぼぼコインを持っていた。5人で行って1人だけが持っていたと。その人が代表で払った場合は適用されるんですか。

□商工課長（舟本智樹）

議員おっしゃるとおりで、1人がまとめて支払いしていただければ使えるという形でございます。

○委員（野村勝憲）

タイトルが少人数宴会キャンペーンということになっていますけども、少人数というのは何名、4名までですか。

□商工課長（舟本智樹）

具体的に決めているわけではございません。例えば、テーブルは4人で幾つかのグループということもあったりするかと思いますけど、ただ、この状況で感染の状況が結構厳しいところもございまして、岐阜県等のホームページを見ましても、ある程度4人というような基準があるので、その辺はある程度、感染対策を十分していただきながらということで、人数もこれに決めてということではございません。

○委員（野村勝憲）

大体4名が常識ですわね。1テーブル8名とかになった場合でも、これは適用されるんですか。

□商工課長（舟本智樹）

先ほど申しましたとおり、とにかく1回の決済で1万円使っていただければ適用になるという形でございます。

○委員（上ヶ吹豊孝）

今の件で、実施期間が12月12日となっているんですが、これは恐らく忘年会、新年会シーズンを見越していると思うんですが、年末ですと今12月12日というと、残り3週間ぐらい。そうする

とやっぱりこれはなかなかいい割引、30%引きなので集中してしまうような気がするので、もう少し開催を例えば11月の中旬とかそういった期間の前倒しというのは考えていないのでしょうか。

□商工課長（舟本智樹）

議員おっしゃるとおり時期というものは、非常にいつにしようかというふうにして思うところもございまして、例えば、閑散期を狙ってという形も商工課の中では議論しております。

ただ、まだまだちょっと今回需要というか、マインドが低いということで、今回は一番のメインの時期。ただ、1月を過ぎれば、またちょっと落ち着くという、成人式過ぎとか、三寺まいり後とかの部分もございまして、その辺をちょっと踏まえまして、12月の初旬以降から1月の末までという形で設定させていただいております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

理由は分かるんですけど、マインドが落ちているからこそ早めにやって利用されたほうが私は、飲食業の方は、なかなか入店が思うようにないということなので、この30%引きは魅力なので、それを考えたら、マインドが下がっているときこそやるべきだというふうに私は思うんですが、検討の余地はありませんか。

□商工課長（舟本智樹）

また、今日の臨時議会でお認めいただいて、それからちょっと準備期間がどうしてもやっぱり必要でございまして、それを考えてほぼ最短でということでございます。

○委員（井端浩二）

対象者ですが、当然、宴会ですので、市外以外の人も飲むことはあると思うんですが、当然、お支払いする人については、市内の市民ということでもいいんですか。その辺を確認させてください。

□商工課長（舟本智樹）

この場合、あくまでも需要の喚起ということで、市民と市外の方の間わずにさるぼぼコインで決済していただければということでございます。

●委員長（住田清美）

ほかにございせんか。

○委員（前川文博）

また、今のさるぼぼコインの話なんですけど、これまでにさるぼぼコインを使っての大売り出しとかいろいろあったときに、ポイントについては、飛騨市で使えるものとしてということは今後考えるというような話があったと思うんですが、今回はどのようになりますか。

□商工課長（舟本智樹）

今の議員がおっしゃった話を本当に私ども考えまして、飛騨市だけで使えるいわゆる飛騨市コインというようなものを使うかどうかというのは、最後まで議論して、実際にはシステム的にはできるという確認までさせていただきました。

ただ、どうしても市内だけで使えるということと、あとは飛騨市の経済圏で使えるという魅力の部分で、まずは1回飛騨市で消費していただいてポイントが返ってくるという仕組みでございまして、そのあたりはいわゆるユーザーの魅力の部分もかなり重要視していかなければならな

いということで、今回は飛騨圏域、要はさるぼぼコイン、高山でも使える通常のものを使えるポイントでやらせていただいております。

高山市のほうで、高山だけでというポイントをされたんですけど、それがユーザーの中で、1つのアプリの中で、普通のさるぼぼコインと限定のさるぼぼコインが混在しまして、どちらで使えとかということが結構明細を見ないと分からないというような状況がございまして、今回はシンプルにさるぼぼコインでございまして、その全部の残高が実際に使える残高で見えるという形で、期限が別であったり、使える店が別だったりとかそういうことがございまして、それが結構評判が悪かったと聞いておりますので、今回は通常のさるぼぼコインでやらせていただいております。

○委員（前川文博）

分かりました。では、高山で1回それやったら使い勝手が悪かったということでやられたんですが、それを踏まえて、この先それをまた考えていくんですか、どうなんですか。

□商工課長（舟本智樹）

この先また当然こういう経済状況にもよりますけど、そういう電子通貨を使う場合には、またその都度その都度の状況を見ながら検討しながら、飛騨市限定にするか、全体にするかを考えていきたいと思っております。

○委員（野村勝憲）

今回は予算を730万円計上されていますよね。そうしますと、この利用者数で1万円使う人もいれば、5,000円使う人もいれば、様々だと思いますけど。どのぐらいの利用者数を見込んでいらっしゃるんですか。

□商工課長（舟本智樹）

昨年行いました実績からまた拾ったりいろいろしまして、大体1万円の決済が750件。2万円ほどの程度の決済していただくのが300件で3万円以上の決済していただくのが50件というような形で考えております。

○委員（野村勝憲）

4町をまたぐということが条件になっていますけど、神岡から古川、あるいは古川から神岡、宮川ということだと思えますけども、私はタクシーで帰られる人というのは、実際にどのぐらいいらっしゃるのか、ちょっと把握しておりませんが、そうしますと、この730件の中で、タクシー利用者はどのぐらい見込んでいらっしゃるんですか。

□総務課長補佐兼行政係長（下通剛）

今回のこのタクシー利用につきましては、今回のこの支援期間、対象期間が12月12日から1月31日まで、全部で51日間あるんですが、その中で、金曜日、土曜日、それから、年末の12月28日から1月3日、それから1月8日の日曜日、こうした間には、利用が多いだろうということを考えまして、4台体制で20日間で延べ80台、それから残りの平日部分は、2台の31日間、延べ62台、合計で142台動くのではないかとこの想定で今回計上しております。

●委員長（住田清美）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（住田清美）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時23分 再開 午後1時27分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

これより予算特別委員会に付託されました議案第113号について討論、採決を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。予算特別委員会付託案件の審査は議員全員の構成による委員会で行われましたので、本会議における委員長報告は、会議規則第39条第3項の規定により、省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本会議における委員長報告は省略することに決定いたしました。

◆閉会

●委員長（住田清美）

以上で第6回予算特別委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。

(閉会 午後1時28分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長 住田清美